

議第107号

滋賀県食の安全・安心推進条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県食の安全・安心推進条例等の一部を改正する条例

(滋賀県食の安全・安心推進条例の一部改正)

第1条 滋賀県食の安全・安心推進条例（平成21年滋賀県条例第90号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「食品衛生法」の右に「もしくは食品表示法（平成25年法律第70号）」を加え、「同法」を「食品衛生法」に改める。

(滋賀県食品衛生基準条例の一部改正)

第2条 滋賀県食品衛生基準条例（平成12年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1の6の項第8号イ中「特定原材料等（法第19条第1項）」を「特定原材料（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項）」に、「基づき厚生労働大臣」を「基づき内閣総理大臣」に改め、「およびこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定める原材料」を削り、「製造等」を「製造」に改め、同項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号中「包装状態、表示等」を「包装状態等」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とする。

(滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成4年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「府令」という。）の施行前に行った第3条の規定による改正前の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第20条の規定による表示（以下「表示」という。）ならびに府令附則第4条および第5条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における府令の施行後に行った表示については、旧条例第20条の規定は、なおその効力を有する。